

平成 27 年 2 月 19 日

社会福祉法人 南風会

一般事業主 行動計画

本計画は、平成 27 年 3 月までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」に基づく、一般事業主行動計画とする。

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 3 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日までの 3 年間

2. 内容

目標1:妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成 27 年 3 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 27 年 12 月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及職場内広報誌、グループウェア、就業規則の変更及び職員への周知などによる職員への周知、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- 平成 28 年 6 月～ 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

目標2:平成 27 年 10 月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成 27 年 3 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 28 年 4 月～ 職場内広報誌、グループウェア、就業規則の変更及び職員への周知などによる職員への周知

目標3:平成 28 年 3 月までに、子の看護休暇制度を拡充する(子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用)。

<対策>

- 平成 27 年 3 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 平成 28 年 4 月～制度の導入、職場内広報誌、グループウェア、就業規則の変更及び職員への周知など職員への周知

目標4:平成 29 年 3 月までに、子の育児休暇、休業制度を利用し、かつ、3 親等内の親族等を介護する職員に対する「(仮称)育・介・休の仕事両立支援のための休業休暇制度の制定」をおこなう。

<対策>

- 平成 27 年 10 月～ 職員へのアンケート調査、就業規則の変更及び組織体制を含めた雇用環境の検討の実施
- 平成 28 年 4 月～就業規則の変更を含めた体制の変更を検討
- 平成 29 年 4 月～制度の導入、職場内広報誌、グループウェア、就業規則の変更及び職員への周知など職員への周知

以上